

任意後見制度の利用促進

令和8年7月
法務省民事局

- 1 任意後見制度の利用促進に関する取組**
- 2 利用状況に関する意識調査**
- 3 任意後見契約に関する公証人の実態調査**
- 4 任意後見制度の見直しの内容**

1 任意後見制度の利用促進に関する取組

○ リーフレットの作成・配布

任意後見制度に関するリーフレットを作成し、法務局、各種専門職団体、市区町村、社会福祉協議会、公証役場等に配布した。

R 4 年度：約 6 6 万部

R 5 年度：約 7 7 万部

R 6 年度：約 6 2 万部

○ インターネット広告の実施

以下の期間において、インターネット広告を実施した。

R 4 年度：令和 4 年 1 1 月から令和 5 年 2 月まで

R 5 年度：令和 6 年 1 月から令和 6 年 2 月まで

R 6 年度：令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 2 月まで

R 7 年度：令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 3 月まで

※ 検索時にバナー広告や法務省ホームページを上位表示させることで、制度に関心を有する層に対して重点的に情報提供

○ 法務省所管の他制度と連携した周知広報

遺言書保管制度と連携し、以下の各種関連団体に対して、成年後見制度の利用促進のための周知広報への協力依頼を実施した。

- ① 日本 F P 協会
- ② 全日本冠婚葬祭互助協会
- ③ 全日本葬祭業協同組合連合会
- ④ 全国宅地建物取引業協会連合会
- ⑤ 全国農業協同組合中央会



○リーフレット



○インターネット広告バナー

2 利用状況に関する意識調査

令和5年3月29日第14回成年後見制度利用促進専門家会議資料、必要な部分につき抜粋

3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- (1) 「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」と
- (2) 「利用状況に関する意識調査の実施」

○ 概要

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約25万人のうち、契約締結後約3年半以上経過（※）している委任者（ご本人）及び受任者計約18万人に対して、令和3年度、令和4年度の2か年で実施

※ 令和3年度調査時点での経過年数（以下同じ）

- 令和3年度は約8万人（契約締結から約10年以上経過）を、令和4年度は10万人（契約締結から約3年半から約10年まで）を対象に実施

(1) 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付

- 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者に送付（令和３年１２月に約８万人に、令和４年１２月に１０万人に送付）

任意後見監督人の選任について

任意後見契約は、御本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じるものです。

「契約の効力が生じる」とは、任意後見監督人の監督の下で任意後見人（＝任意後見契約の受任者）が任意後見契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことが可能となることを指します。

そのため、任意後見制度を安心して御利用いただくためには、御本人の判断能力が低下した際に、御本人、受任者又は御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要となります。

御本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を検討される場合には、各家庭裁判所で行っている手続の説明・案内（「家事手続案内」）を御利用願います。

(2) 利用状況に関する意識調査（調査全体の概要）

○ 調査対象者

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者合計約 18 万人（令和 3 年度約 8 万人（契約締結から約 10 年以上が経過した方）、令和 4 年度 10 万人（契約締結から約 3 年半から約 10 年までの方））を対象に実施

○ 調査票回収数

全体：2 万 5, 6 6 9 人（回収率：1 4. 3 %）
※令和 3 年度：1 万 1, 0 7 9 人（回収率：1 3. 9 %）
令和 4 年度：1 万 4, 5 9 0 人（回収率：1 4. 6 %）

○ 宛先に届かなかった数

全体：5 万 1, 3 9 7 通
※令和 3 年度：2 万 9, 0 7 7 通
令和 4 年度：2 万 2, 3 2 0 通

○ 到達数に対する回収率

全体：2 0 %（=25, 669（回収数）／128, 595（到達数）×100）
※令和 3 年度：2 1. 8 %
令和 4 年度：1 8. 8 %

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要①）

○ ご本人・受任者の現在の年齢（質問2）

ご本人の年齢は70歳以上が多く（ご本人死亡を含めると約86%）、受任者の年齢は60歳以上が多い（受任者死亡を含めると約60%）。

○ 受任者の立場（質問3）

親族が約64%、専門職が約15%、その他団体が約10%。専門職は増加（R3:約12%→R4:約18%）している。

○ ご本人が任意後見契約を締結した理由（質問4・複数回答可）

「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」が約63%（R3:約60%→R4:約65%）、「任意後見人を自分で選ぶことができる」が約39%（R3:約36%→R4:約40%）

○ 任意後見人の報酬（質問5）

「無償」が最多（約54%）、次に多いのが月額3万円未満（約17%）。報酬額を定めている場合のうち、月額3万円以上が増加（R3:約10%→R4:約15%）している。

○ 本人と受任者の連絡頻度・本人の判断能力の確認頻度（質問10、質問11）

「毎日～1か月に数度」がいずれも5割程度、「1か月に1度」がいずれも2割程度、それ以外が「3～4か月に1度」以下となっている。

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要②）

○ 任意後見監督人の選任申立ての有無（質問6）

- ・ 「した」方が約7%、「していない」方が約85%

任意後見監督人の選任申立てをしていない理由（質問7・複数回答可）

- ・ 「本人の判断能力に問題ない」が約68%
- ・ 一方、「任意代理契約のままで支障を感じていない（約17%※）」「任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約6%）」「裁判所への申立てをするのが負担（約6%）」「任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約6%）」「選任の申立てが必要なことを知らなかった（約5%）」といった回答もある。

※ 任意代理契約を締結しているのは全回答者の約33%（R3:約27%→R4:約38%）

○ 本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向（質問14）

- ・ 「必ずする」「たぶんする」が合計約47%、「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計約31% ※任意後見監督人の選任申立てをしていないと回答した方のみ回答

理由（質問15・複数回答可）

任意代理契約のままで支障を感じていない（約48%）、裁判所への申立てが負担（約27%）、その他（約24%。本人死亡が多い）、任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約24%）、任意後見監督人に誰になるか分からない（約22%）、任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約23%）など。

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要③）

○ 本人の判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを知っているか（質問13）

「知っている」が約70%、「知らない」が約23%

※「知らない」のうち約91%が親族の受任者（受任者に占める親族の割合は約64%）。親族の受任者のうち約32%が「知らない」と回答。親族の受任者のうち「知らない」の割合は減少（R3:約34%→R4:約30%）。

○ 任意後見制度で不便や不都合な点、制度を改正すべきと感じた点（質問16・複数選択可）

- ・ 「監督を受ける負担を軽減する仕組みにすべき（約26%）」「任意後見監督人等による監督が負担（約23%）」「任意後見監督人への報酬支払が負担（約20%）」「公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担（約19%）」などの回答があった。
- ・ 他方、「無回答等」が約35%あった。



- ・ 制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があるため、引き続き、公証役場で任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人選任の申立てをする必要があることの丁寧な説明、関係機関と連携したリーフレット・ポスターなどによる継続的な制度の周知が必要
- ・ 任意後見制度の見直しの検討にも活用

3. 任意後見契約に関する公証人の実態調査

○ 調査対象者

公証人（公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣に任命された者）を対象に実施

○ 報告の基準となる期間

令和7年5月及び同年6月（調査開始時直近2か月間に作成した公正証書の実績）

○ 調査実施期間

令和7年8月6日から同年9月26日まで

○ 有効回答数

482件（報告の基準となる期間に任意後見契約に関する公正証書を作成した旨の回答数436件）



(表の見方)

「延べ件数」とは、各選択肢に対して回答された件数の総和である。

(注)

例えば、Q1 本人の年齢の問の「(1) 39歳以下」に対して、
回答者Aの回答：3件、回答者Bの回答：2件、回答者Cの回答：無回答（0件）
であった場合には、回答数は2件、延べ件数は $3 + 2 = 5$ 件 となる。

「割合（%）」とは、設問ごとの回答数を分母として算出した構成比である。

問 1 (1) 本人の年齢

	回答数	延べ件数
全体	1, 086	2, 557
(1) 3 9 歳以下	28	61
(2) 4 0 ～ 4 9 歳	29	48
(3) 5 0 ～ 5 9 歳	55	83
(4) 6 0 ～ 6 9 歳	151	276
(5) 7 0 ～ 7 9 歳	304	737
(6) 8 0 ～ 8 9 歳	331	1, 038
(7) 9 0 歳以上	188	314

問 1 (2) 受任者の年齢

	回答数	延べ件数
全体	989	2,088
(1) 39歳以下	96	153
(2) 40～49歳	198	407
(3) 50～59歳	294	757
(4) 60～69歳	240	527
(5) 70～79歳	132	204
(6) 80～89歳	27	38
(7) 90歳以上	2	2

(注)

受任者が法人の場合には、(1)～(7)に当てはまらず回答が無いことになるため、問 1 (1) と回答数が異なる。

問2 受任者の立場

	回答数	延べ件数
全体	829	2,357
(1) 本人の4親等内の親族	262	1,026
うち 配偶者	56	92
親	13	39
子	288	788
兄弟姉妹	61	87
その他	142	260
(2) 本人の親族（(1)を除く）	47	69
(3) 本人の友人・知人	99	189
(4) 専門職（弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人・社会福祉士等）	211	495
(5) その他個人	18	35
(6) その他団体（NPO法人・社会福祉協議会・一般社団法人等）	192	543

問3 公正証書の作成の依頼者の立場

	回答数	延べ件数
全体	818	2,444
(1) 本人	208	605
(2) 本人の4親等以内の親族	133	414
うち 配偶者	23	35
親	7	15
子	183	443
兄弟姉妹	37	54
(3) 本人の親族（(2)を除く）	46	77
(4) 本人の友人・知人	29	42
(5) 専門職（弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人・社会福祉士等）	295	943
(6) その他	107	363

問 4 任意後見契約締結の動機

	回答数	延べ件数
全体	1, 194	6, 495
(1) 預貯金の管理・解約	369	2, 059
(2) 保険金受取	53	317
(3) 不動産の処分	146	631
(4) 相続手続	54	271
(5) 訴訟手続等	34	212
(6) 介護保険契約	110	677
(7) 身上介護（医療契約、施設入所契約等）	355	1, 958
(8) その他	73	370

問5 本人の契約意思確認の際、本人と面接できたか。

	回答数	延べ件数
全体	441	2,565
(1) 本人と面接した	409	2,444
(2) 本人と面接できなかった	32	121

(注)

(2)「本人と面接できなかった」には、本人が未成年者であって、親権者と面接した場合が含まれている可能性がある。

問6 問5(1)の「本人と面接した」場合について、どこで面接したか。

	回答数	延べ件数
全体	542	2,397
(1) 公証役場で面接した	396	2,077
(2) 公証役場以外で面接した	146	320

問7 問5（2）の「本人と直接面接できなかった」場合について、どのような方法で、本人の意思確認をしたか。

	回答数	延べ件数
全体	40	123
(1) 近親者から聞き取り	7	28
(2) 代理人（弁護士、司法書士等）から聞き取り	26	82
(3) 本人と電話連絡した	2	2
(4) 本人とTV会議システムで話をした	0	0
(5) その他	5	11

（注）

（5）「その他」としては、団体の職員、受任者、家庭裁判所が選任した特別代理人等から聞き取りした旨の回答があった。

問 8 任意後見契約の利用形態

	回答数	延べ件数
全体	668	2,549
(1) 移行型	365	1,488
(2) 将来型	295	1,048
(3) 即効型	8	13

(注)

- (1) 「移行型」：通常の任意代理の委任契約と任意後見契約を同時に締結し、通常 of 任意代理の委任契約から任意後見契約に移行することを予定する形式
- (2) 「将来型」：将来、判断能力が低下した時点で任意後見の効力を発生させることを予定する形式
- (3) 「即効型」：任意後見契約の締結の直後に契約の効力を発生させることを予定する形式

問 9 任意後見契約の様式

	回答数	延べ件数
全体	410	2,518
(1) 第1号様式	41	262
(2) 第2号様式	369	2,256

(注)

- (1)「第1号様式」：代理権を行うべき事務の事項欄にチェックする方式
- (2)「第2号様式」：自由記載方式

問 1 0 受任者の数等

	回答数	延べ件数
全体	711	2,574
(1) 受任者が一人	390	1,767
(2) 受任者が複数	107	196
(3) 受任者が法人などの団体	214	611



問 1 1 受任者が複数いる場合の権限の所在

	回答数	延べ件数
全体	106	354
(1) 単独代理権	99	347
(2) 共同代理権	7	7
(3) 一部のみ共同代理	0	0

問 1 2 受任者の報酬額

	回答数	延べ件数
全体	860	2,547
(1) 報酬の条項がないもの	55	165
(2) 無償	317	1,304
(3) 月額3万円未満	234	627
(4) 月額5万円未満	130	250
(5) 月額10万円未満	59	90
(6) その他	65	111

問 1 3 相談があったが、任意後見契約の締結に至らなかった経験の有無

	回答数	割合 (%)
全体	436	100.0
(1) ある	218	50.0
(2) ない	218	50.0

問14 問13で「(1) ある」を選択した場合、締結に至らなかった理由として、どのようなものがあると思われるか。(複数選択可)

	回答数	割合(%)
全体	415	100.0
(1) 相談した結果任意後見契約が必要でないことがわかったから(遺言などの公正証書のみを作成した等)	78	18.8
(2) 公正証書作成の費用や手間が負担だったから	47	11.3
(3) 任意後見監督人の選任手続が負担だったから	36	8.7
(4) 任意後見監督人の監督が負担だったから	66	15.9
(5) 本人と受任者の意見が一致しなかったから	35	8.4
(6) 本人に任意後見契約を締結するために必要な意思能力がないと判断したから	76	18.3
(7) その他	77	18.6

問 1 5 任意後見契約後の手続等について、どのような説明をしているか。（複数選択可）

	回答数	割合(%)
全体	1,465	100.0
(1) (本人又は受任者に対し、) 任意後見契約は、任意後見監督人が選任 されないと効力が生じないこと	425	29.0
(2) (受任者に対し、) 本人の判断能力が不十分になった場合には、任意 後見監督人の選任の申立てをする必要があること	413	28.2
(3) (本人又は受任者に対し、) 任意後見監督人は裁判所が選任すること	416	28.4
(4) その他	211	14.4

問 1 6 任意後見契約を締結した後（任意後見契約書を作成した後）、代理権を追加又は削除するために、新たに任意後見契約の公正証書を作成したことがあるか。

	回答数	割合 (%)
全体	436	100.0
(1) ある	13	3.0
(2) ない	423	97.0

問 17 任意後見制度について、利用者がどのような点に不便や不都合を感じていると思うか。
(複数選択可)

	回答数	割合 (%)
全体	1,156	100.0
(1) 公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担に感じていると思う	53	4.6
(2) 任意後見監督人に報酬が支払われることに負担を感じていると思う	329	28.5
(3) 任意後見監督人や家庭裁判所による監督が負担を感じていると思う	206	17.8
(4) 一定の公的機関等への簡便な定期報告により監督を受けるものとするなど、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じていると思う	134	11.6
(5) 判断能力が低下したときに、きちんと任意後見が開始されるか不安であると思う	64	5.5
(6) 受任者を引き受ける者を探すのが負担に感じていると思う	241	20.8
(7) 任意後見契約の締結について相談する窓口を探すのが負担に感じていると思う	82	7.1
(8) その他	47	4.1

問 18 任意後見制度について、公証人として不都合を感じた点、制度を改正すべきだと感じた点の有無

	回答数	割合 (%)
全体	436	100.0
(1) ある	225	51.6
(2) ない	211	48.4

問 1 9 問 1 8で「(1) ある」を選択した場合、どのような点か。(複数選択可)

	回答数	割合(%)
全体	357	100.0
(1) 本人や受任者に対する説明する項目が多いことに負担を感じている	96	26.9
(2) 公正証書に記載する代理権の項目が多いことや記載する条項が複雑であることに負担を感じている	111	31.1
(3) 公正証書を作成したことについて、本人と受任者以外の親族から苦情を受けることに負担を感じている	20	5.6
(4) 登記嘱託の手續に負担を感じている	22	6.2
(5) その他	108	30.3

問 2 0 任意後見契約の公正証書を作成した際に、合わせて他の公正証書を作成したか。

	回答数	割合 (%)
全体	436	100.0
(1) ある	383	87.8
(2) ない	53	12.2

問 2 1 問 2 0 で「(1) ある」を選択した場合、作成した公正証書の種類（複数選択可）

	回答数	割合 (%)
全体	762	100.0
(1) 遺言書	324	42.5
(2) 信託契約書	13	1.7
(3) 死後事務委任契約書	276	36.2
(4) 尊厳死宣言書	76	10.0
(5) その他	73	9.6

4. 任意後見制度の見直しの内容①

○ 任意後見制度の利用が低調な要因

任意後見契約について、その締結数は、平成27年には約1万件、令和6年には約1万7000件であり、徐々に増加しているものの、法定後見制度の年間の利用者数が令和7年には4万件を超えていることと比較すると、その利用が進んでいないとの指摘がある。

法務省が令和7年に実施した任意後見契約に関する公証人の実態調査においては、任意後見制度について、利用者がどのような点に不便や不都合を感じていると思うかとの質問に対し、

- ・ 任意後見監督人に報酬が支払われることに負担を感じていると思う、
 - ・ 任意後見監督人や家庭裁判所による監督に負担を感じていると思う、
 - ・ 受任者を引き受ける者を探すことに負担を感じていると思う
- などの回答があった。

(令和8年6月16日参議院法務委員会質疑内容等参照)

4. 任意後見制度の見直しの内容②

- 成年後見制度利用促進専門家会議では、本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない等の指摘があった。

(参考) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。（中略）

国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。

7. 任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること

- 本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須

※ 任意後見人の監督について明らかに任意後見監督人が不要で家庭裁判所による監督でも足りるケースもあり、ケースによっては監督の負担が重いとの指摘

- 法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了し、本人の意思に基づく任意後見契約の十分な活用が困難

- 本人が依頼した任意後見人（任意後見受任者）が死亡した場合などに備えて次の任意後見人を依頼する仕組みがない

- 本人の事理弁識能力が低下しても任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがされない（任意後見契約で合意した事務の履行について監督の制度が発動しない）

※ 現行法は申立権者を親族又は任意後見受任者に限定

- 家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能

【任意後見契約法7条】（新旧p61-62）

- 補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容→任意後見契約の十分な活用が可能

【任意後見契約法5条等（現行任意後見契約法4条1項2号、2項、10条3項の削除）】
（新旧p59-61、64-65）

※ 補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限が重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設

- 本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能

【任意後見契約法4条、5条】（新旧p59-60）

- 本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能【任意後見契約法5条、6条】（新旧p59-61）

※ 親族以外の者であっても、本人が、将来に備えて、例えば、自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能

- ★ 補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て【民法7条、8条】（新旧p2-3）

4. 任意後見制度の見直しの内容③

- 「明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるとき」の具体例

例えば、

任意後見人が成年後見制度に精通した弁護士等の専門職であり、本人のために事務遂行をした実績もあり、本人との直接取引が予定される等の関係性がない場合

などを想定している。

(令和8年5月22日衆議院法務委員会質疑内容等参照)

現状・課題及び論点

現状・課題

- 民法等改正法によって、任意後見制度について、柔軟性・利便性を高める観点から改正をしている。
- 任意後見制度は、自己決定の尊重の理念に即して本人保護を図る重要な制度であり、適切に制度の利用を促進する必要がある。

論点

- 改正後の任意後見制度の利用を促進することに向けて、効果的な周知・広報を行うことを含め、どのような対応が求められるか。